

公共工事の受注に当たって

公共工事の地域経済に与える影響は極めて大きく、また市民の関心も高いものとなっています。

公共工事の施工に当たっては、関係法令の遵守のほか、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化を図るなど、下記事項に留意し、優良な工事の完成を期してください。

記

1 下請発注の市内優先について

- ① 下請業者は、市内に本店を置く建設業者から選定するよう努めてください。
- ② 下請業者の選定に当たっては、次の項目を選定基準としてください。
 - ア 建設業許可が必要な工事については、その建設業許可を受けていること。
 - イ 市から指名停止を受け、その期間中でないこと。
 - ウ 工事に必要な技術力、労働力、及び設備（機械器具等）を有し、適正な施工が確保できること。
 - エ 財務内容（経営状況）に不安がないこと。
 - オ 労働条件が適正であること。
 - カ 労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法など関係法令に違反していないこと。

2 下請契約の締結について

- ① 建設工事の全部、主たる部分の工事又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせることはできません。
一括下請負に該当するかどうかについては、担当監督員に確認してください。
- ② 下請契約は、建設工事標準下請契約約款か、これに準拠した内容の下請契約書により締結し、下請業者に書面を交付してください。また、下請契約を変更するときも、下請業者に変更内容を記した書面を交付してください。

- ③ いわゆる歩掛けや一方的な言い値など、取引上の地位を不当に利用した下請契約を締結することはできません。また、正当な理由なく下請代金を減額することも禁止します。
- ④ 下請契約に当たっては、下請業者に十分な見積期間を設定してください。

3 建設労働者の雇用条件改善について

元請・下請の双方は、労働者の雇用条件改善のため、次の項目を遵守してください。また、市工事の受注者は、すべての下請業者が次の事項を遵守するよう指導に努めてください。

- ア 日雇労働者を雇用するときは、労働条件を示した書面を交付してください。
- イ 賃金は、支払期日に労働者に直接現金で支払ってください。
- ウ 労働時間の管理を適正に行い、休日の確保や労働時間の短縮に努めてください。また、定期的に労働者の健康診断を実施してください。
- エ 労働者の安全衛生教育を徹底してください。また、事業者も工事現場の安全衛生対策を徹底してください。
- オ 労災保険や雇用保険に加入し、保険料を適正に納付するとともに、社会保険の適用を受けない労働者についても、国民健康保険や国民年金の加入を徹底してください。
- カ 工事事故が発生したときは、速やかに労働基準監督署等に届け出るとともに、担当監督員に報告してください。

4 その他

- ① 下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの文書を交付し、2次下請、3次下請においても元請・下請関係の適正化に努めるよう指導してください。
- ② 上記の遵守事項のうち、法令により定められたものについては、これに違反すると建設業法に基づく監督処分及び指名停止を受けることがありますので、十分注意してください。
- ③ 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から3までの事項に準じた配慮をお願いします。

(都城市総務部契約課)

◎中間前金払についてのお知らせ

最近の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、都城市では、平成20年度から中間前金払制度を導入し、平成20年4月1日以降の工事請負契約に適用しています。

1 中間前金払とは

都城市では、以前から、請負代金額100万円以上の工事については、工事請負契約締結後、工事の進捗とは関係なく請負代金額の10分の4以内の額を支払う「前金払」を実施しています。

「中間前金払」とは、一定の条件を満たしている場合に、既に支払った前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の額を支払うものをいいます。これにより、工事の完成前に、合計で請負代金額の10分の6以内の額を工事資金として活用できることとなります。また、中間前金払は、部分払のような出来形検査がないため、手続が簡素化され、支払までの期間が短くなります。

2 中間前金払の対象

1件の請負代金額が100万円以上の工事を対象とします。

(※工事を伴う測量、設計、地質調査等の委託業務は、中間前金払の対象になりません。)

3 中間前金払の条件

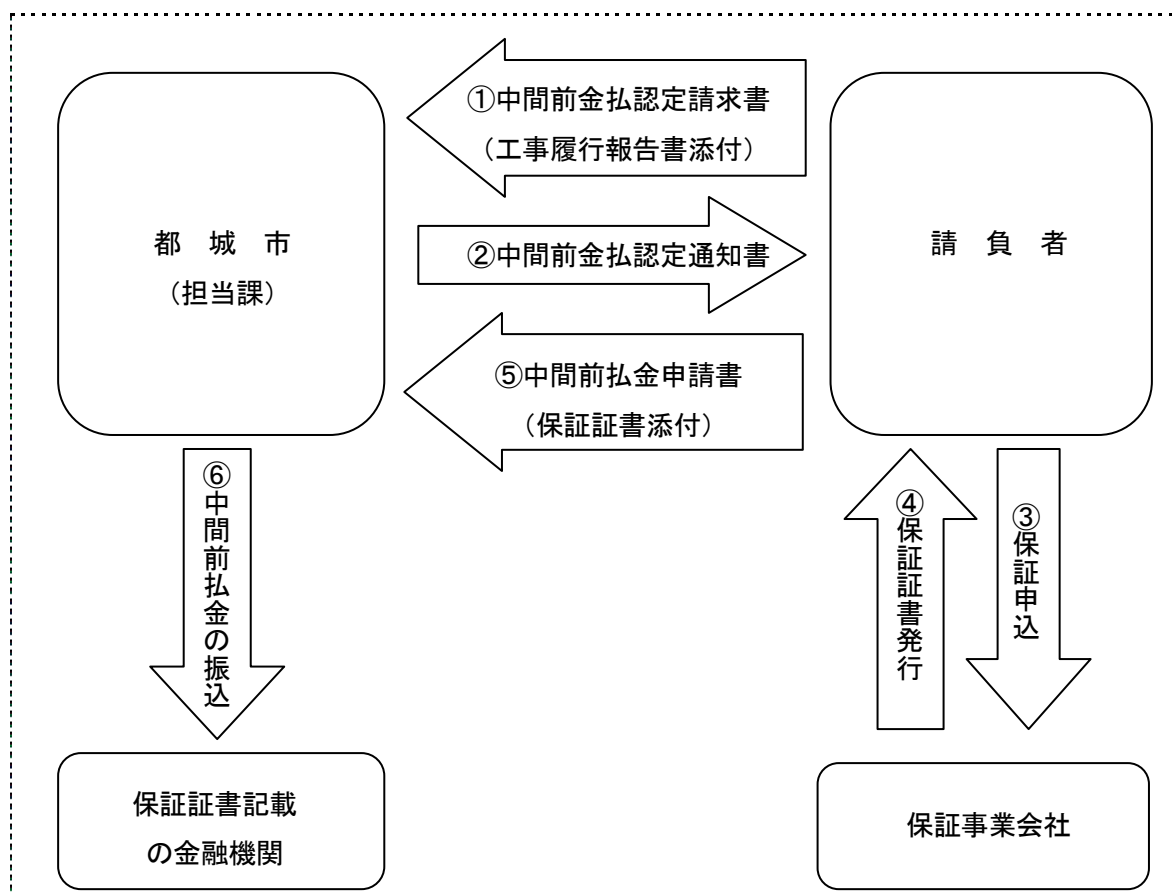
中間前金払は、既に前金払を行っている場合で、次の条件を全て満たしているときに可能となります(※前金払と同様、保証事業会社の保証が必要です。)

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- ③ 工事の進捗が請負代金額の2分の1以上の額に相当していること。

4 中間前金払の手続の流れ

「都城市公共工事の前金払及び中間前金払の取扱いに関する要綱」に基づき、次のような流れで行います。

なお、部分払の対象が「予定価格５００万円以上の工事」に拡大されたことに伴い、予定価格５００万円以上の工事については、請負契約締結時に「中間前金払・部分払選択届」により中間前金払が選択されていることが必要です。



5 中間前金払又は部分払の選択が必要です。

予定価格が５００万円以上の工事については、実際に中間前払金を請求するかどうかにかかわらず、工事請負契約締結時に「中間前金払・部分払選択届」により中間前金払を選択していただく必要があります。

「中間前金払・部分払選択届」は、場合により使用する様式が異なりますので御注意ください。

- ① 当初の契約工期が、契約日の属する年度内である場合は、「中間前金払・部分払選択届（単年度契約用）」により選択してください。
- ② 当初の契約工期が契約日の属する年度内でない（２ヶ年以上の継続事業である）場合は、「中間前金払・部分払選択届（複数年度契約用）」により選択してください。

別紙

様式第 2 号（第 5 条関係）

平成 年 月 日

都城市長 宛て

受注者 特定建設工事共同企業体
住 所
代表者 商号又は名称
代 表 者 氏 名

㊞

中間前金払・部分払選択届

下記の工事について、 $\left(\begin{array}{c} \text{中間前金払} \\ \text{部分払} \end{array} \right)$ を選択します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
請負代金額	円

注 1) 中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択してください。
注 2) 契約締結後は、選択した支払方法の変更はできません。(ただし、第 5 条第 3 項の規定による場合を除きます。)
注 3) 債務負担行為又は継続費に係る複数年度契約については、中間前金払を選択した場合でも、各会計年度の出来高に応じて部分払を請求することができます。